

静岡県看護協会における研修実施の基本方針

新型コロナウイルス感染症は、5月より感染症法上の分類を5類へと移行する。しかし、感染が継続していく可能性が大きく、研修という特殊な環境であることを考慮し、リスクを一定程度軽減させるために今後も感染対策は必要である。

1. 研修実施の基本方針

協会に求められる機能を維持しながら、保健・医療の現場に影響を与えることが無いよう科学的エビデンスに基づいた感染対策を継続する。

1) 換気

研修室のこまめな換気を実施する。

- ① 研修中はドアを開放しておく。2箇所ドアがあれば空気の流れを作るため2箇所開放する。
- ② 研修の妨げにならないように、研修室前の廊下にスクリーンを置き、研修室前は静粛にする。
- ③ 受講者には衣服等による体温調節を促す。研修室にサーキュレーターを設置する。

2) 手指衛生

こまめな手指衛生の実施を依頼する。

- ① 協会入室時・研修室入室時にはアルコール手指衛生をする。
- ② 食事前・共有物品に触れた後はアルコール手指衛生をする。

3) 咳エチケット

研修活動中、近距離での討議等が必要な場面も生じることが考えられるため、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットと正しくマスクを装着する。

- ① 受講者は、基本的にはマスクをつける。
- ② 昼食時は対面での会話は控える。(マスクを着用している場合は会話可能)
- ③ 洗面所での歯磨き時は、会話を控えるよう依頼する。

4) 清掃

研修室を清浄な状態を維持するために行う。

- ① 研修終了後、除菌クロスまたは、家庭用洗剤を含ませたクロスで清拭する。

5) 体調管理および衛生管理について

- ① 受講決定用紙に、マスクの使用を連絡する。講師と受講者に郵送し、研修当日に持参するよう連絡する。体温計測を研修日の1日前から実施し体温が37.5度以上、倦怠感や咳等の症状がある場合は受講できないことを明記する。なお、受講決定用紙を使用しない場合は、受講のお知らせにマスクの使用、体温測定、そして、入館問診票の健康状態について受付で確認する旨を記載する。
- ② 研修当日の受付で、各自体温を測定する。研修室にはアルコール手指消毒を設置する。
- ③ 適宜、手洗い、咳エチケットを励行する。

6) 研修中のPPEの使用について

フェースシールド、透明ボードによるパーティションの使用は中止する。

7) 授業欠席のルール

体温が37.5度以上、または、【 】内の症状が見られた場合は、欠席する旨を看護協会研修担当者事前に連絡を入れる。【発熱、倦怠感や風邪の症状など感染症が疑われるもの】